

**もう絶対イヤだ！ 差別でつらい思いをするのは
“なくそう障害者差別！ 県条例で実現を!!”**

みやぎアピール大行動2019 実行委員会

2019.10.4.Fri No10

News



発行 / みやぎアピール大行動実行委員会事務局

仙台市宮城野区松岡町17-1 (コッペ内)

Tel : 090-9740-7799 (代表 : 鷲見) FAX : 022-299-1279

メール : appeal318@hotmail.co.jp

もう絶対イヤだ！ 差別でつらい思いをするのは
なくそう障害者差別！ 県条例で実現を!!
みやぎアピール大行動2019 アピール

「障害者が街を歩けば差別に当たる」

これは、障害のある人たちの間でしばしば聞かれる言葉である。現在も学ぶところや住むところが分けられ、強制的に入院させられ続けている。障害者差別解消法が施行された現在も、法の認知度は低く、交通機関やお店だけでなく、学校や行政の窓口でも差別があふれている。

また、「障害者は生まれないようにしよう」といった優生思想は、現在も多くの場面で垣間見える。「なぜ、障害があるということだけで、差別や偏見を受けなければならないのか」私たちの根本的な怒りや疑問はここにある。

昨年の1月に、初めて宮城で起こされた旧優生保護法国賠訴訟は、全国各地に広がった。旧法の障害などを理由に、「子どもを産むか、産まないかを自己決定する権利」を国が奪うという人権侵害に対し、国からの謝罪と補償を求めた。しかし、仙台地裁の判決は、原告の訴えを十分に認めた判決ではなかった。優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関する法律が成立したものの、深刻な人権侵害の補償として320万円はあまりにも低すぎる。

かつて、ろう者が使用する手話言語は、“手まね”といわれ厳しく禁じられた。手話言語が分からない多数派である口話者に合せることを強いられ、言語を習得する機会が奪われてきたのである。各地で制定されている手話言語条例には、かつて奪われた言葉を取り戻そうという切なる願いが込められている。宮城県で検討されている手話言語条例もそうした願いを具現化しなければならない。現在、宮城県では障害者差別解消条例の制定がすすめられている。障害のない人が当たり前認められ実現できている権利や行為を、障害のある人も当たり前実現できる手段として条例は有効なものだ。

私たちが掲げてきたスローガン「私たち抜きに私たちのことを決めるな!」は、文字どおり条例の制定の過程においても重要である。障害のある人が、自分たちの暮らし方を自ら選択できる状況になってはじめて「共に生きる社会」と言えるのではないか。障害者の権利を守るため、私たちは今後も声を上げ続ける。

私たちはこれまで、障害者の生活をより困難なものにした障害者自立支援法に反対する運動で連帯してきた。これからもこの場に集まった仲間、集えずとも同じ思いを強く持っている仲間たちとともに、障害の有無やさまざまな立場を越え共に暮らせるみやぎをつくっていこう。そして、本日、みやぎアピール大行動に結集した私たちは、自信と誇りを胸に、13回目の街へ出よう。

2019年 9月 23日

みやぎアピール大行動2019 参加者一同

私たち抜きに 私たちのことを決めるな!